

# 高齢者の安心確保と 子ども・子育て支援の充実

○高齢者の地域生活を支える施策等の推進について

福祉部 高齢政策課

# 目 次

1	介護保険制度の円滑な運営	3
2	介護保険サービス等の充実	5
3	高齢者の地域生活を支える施策の推進	9
4	介護人材確保対策の推進	10
5	高齢者の生きがいつくりと社会参加等の支援	15
6	但馬長寿の郷の運営	17
7	老人福祉計画（介護保険事業支援計画）の改定	17
8	感染症及び災害対策の推進	17
《資料編》		19
《用語解説》		36

(注) 資料中で注釈番号を付している用語 [例：○○(※1)] について解説を記載している。

## 【高齢者の地域生活を支える施策等の推進について】

### 1 介護保険制度の円滑な運営

「介護の社会化」を目指して平成12年4月から始まった介護保険制度は、介護サービス基盤の整備が推進され、サービスの利用者も増加するなど、県民の高齢期を支える仕組みとして運営されてきている。

県は、その運営主体である市町（保険者）等に対し、制度運営が円滑に行われるよう支援する。

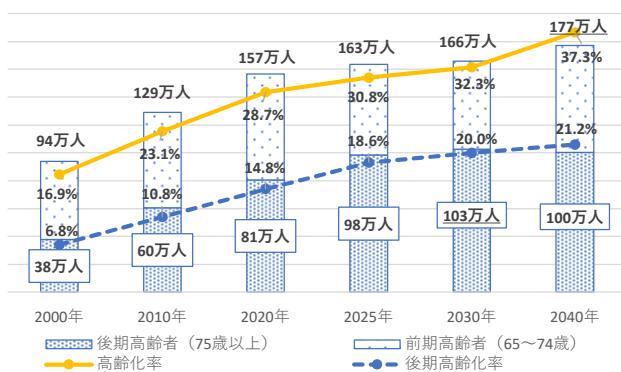
#### (1) 高齢者人口等の状況

本県の75歳以上の後期高齢者人口は、令和4年12月時点で約85万人となり、令和7年には約98万人になることが見込まれている。

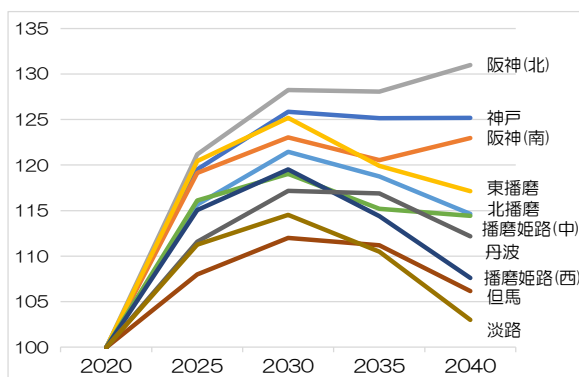
さらに、令和22年(2040年)には、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、総人口、生産年齢人口(15～64歳)が減少する中で、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上人口が急速に増加することが見込まれる。

介護サービス利用者は、郡部においてはピークを過ぎ減少に転じる地域もある中、都市部を中心に増え続ける地域もあるなど、地域の状況に応じた介護サービス基盤の整備等が重要となってきた。

■ 高齢者人口の将来推計



■ 圏域ごとの後期高齢者の推移  
(2020年を100とした時の推移)



■ 兵庫県の生産年齢人口

	2020年	2040年
生産年齢人口 (15-64歳)	317.4万人	247.2万人
拡大生産年齢人口 (15-74歳)	358.4万人	287.7万人

※出典：国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』

(2) 介護保険財政

ア 介護給付費県費負担金等の支出

介護給付費等の一定割合を県が負担する。

(ア) 介護給付費県費負担金 (70,858,931千円)

区 分	国	県	市町	第1号 保険料	第2号 保険料
居宅給付費	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
施設等給付費	20%	17.5%			

(イ) 介護保険第1号被保険者の保険料軽減負担金 (1,949,494千円)

介護給付費の公費5割とは別枠で、低所得者の保険料を軽減する。

第1段階の保険料基準額に対する割合 0.3

第2段階の保険料基準額に対する割合 0.5

第3段階の保険料基準額に対する割合 0.7

・負担割合 国 1/2、県 1/4、市町 1/4

(ウ) 地域支援事業県交付金 (4,420,217千円)

地域支援事業を実施するために必要な費用を交付する。

区 分	国	県	市町	第1号 保険料	第2号 保険料
介護予防・日常生活支援総合事業	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
包括的支援事業・任意事業	38.5%	19.25%	19.25%		—

イ 保険料（第1号被保険者の保険料基準額<月額>）

第8期（令和3～令和5年度）の県平均（加重平均）保険料は6,001円となっており、第7期に比べて106円、1.80%の伸びとなっている。

■保険料の推移（県、全国平均）

区 分	第4期 H21~H23	第5期 H24~H26	第6期 H27~H29	第7期 H30~R2	第8期 R3~R5	第7期と 第8期の差 (増加率)
兵庫県平均	4,312円	4,982円	5,440円	5,895円	6,001円	106円 (1.80%)
全 国 平 均	4,160円	4,972円	5,514円	5,869円	6,014円	145円 (2.47%)

ウ 低所得者に対する利用者負担額軽減事業 (15,139千円)

社会福祉法人等が低所得者の利用者負担額を軽減した場合、その額の一部を国や市町とともに補助する。

### (3) 介護給付適正化に関する県の支援

市町の要介護認定事務等介護給付適正化への取り組みが適正に行われるよう支援する。

#### ア 要介護認定に係る研修の実施

(898千円)

認定調査員研修、介護認定審査会委員研修、主治医研修、介護認定審査会運営適正化研修を実施する。

#### ■要介護認定に関する研修の実施状況

(単位：人)

区 分	認定調査員	介護認定 審査会委員	主 治 医
累計受講者数 (H11.4～R5.4)	28,216	9,330	4,568

#### イ ケアプランの点検に係る研修の実施

(1,733千円)

介護給付適正化への取り組みが低調な市町への訪問指導等を実施するほか、ケアプランが利用者の自立支援に資するものとなっているか、サービスが過不足なく提供されているかについて、市町職員等の点検の知識やノウハウの向上を目的とする研修会を実施する。

### (4) 相談・苦情への対応等

#### ア 相談体制

(5,178千円)

##### (ア) 県介護保険相談センターの設置運営

介護保険制度の内容や要介護認定、保険料率等に関する県民からの相談等に対応するとともに、市町、兵庫県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情窓口と連携し、迅速な相談対応を行う。

＜本 庁＞中央介護保険センター

＜各県民局・県民センター＞地域介護保険相談センター（9箇所 ※神戸県民センター除く）

##### (イ) 兵庫県国民健康保険団体連合会の苦情処理業務への支援

利用者等から申し立てのあった介護サービス事業者等に関する苦情を「介護サービス苦情処理委員会」において審議し、必要に応じて調査や指導・助言等を行う国保連の苦情処理業務を支援する。

#### イ 県介護保険審査会の運営

(607千円)

市町が行った要介護認定等に関する処分や保険料の賦課徴収に関する処分等に対する審査請求事件の審査を取り扱う県介護保険審査会を運営する。

#### ウ 介護サービス情報の公表の実施

(4,196千円)

利用者が適切に介護サービス事業者を選択できるよう、事業者のサービス内容や運営状況等の情報を公表する。

## 2 介護保険サービス等の充実

### (1) 居宅系サービスの基盤整備

中重度の要介護者や医療ニーズを有する要介護者が地域で安心して暮らせるよう、定期巡回・随時対応サービス、看護小規模多機能型居宅介護の普及を促進する。

## ア 定期巡回・随時対応サービスの整備促進

- (ア) 介護支援専門員への普及・資質向上 (1,456千円)  
ケアマネジャーを対象に、サービスが適している利用者像等について定期巡回にて特化した研修を実施する。
- (イ) 利用者への普及・利用促進 (747千円)  
地域の医療機関等に対する出前講座、医療ソーシャルワーカー（※1）、介護老人保健施設向けの研修の実施等、サービスの理解促進を図る。
- (ウ) 事業者の参入促進
- a 定期巡回事業者参入促進補助 (66,920千円)  
定期巡回・随時対応サービスに新たに参入する全ての事業主体を対象に、利用者を一定確保するまでの安定運営を支援するため、参入障壁となっている人件費や事業所賃料の一部助成を行い、多様な事業者の参入促進を図る。
- b 経営トップ層への参入促進等の実施 (5,815千円)  
特養・老健・小多機等を運営する法人代表・施設長等を個別訪問することにより事業参入等の方針を決定する立場のトップ層に働きかけを図る。
- c 介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業（再掲、4(5)イ(ウ)参照） (49,000千円)
- d 訪問看護事業所の定期巡回サービス参入促進支援 (2,533千円)  
参入に不安がある訪問看護事業所等に対して、経営安定マニュアルに基づく研修等を実施し、定期巡回サービスへの新規参入を支援する。
- (エ) 連携訪問看護ステーションの確保
- a 訪問看護充実支援補助 (47,359千円)  
定期巡回・随時対応サービスの訪問看護サービスを提供する事業者に対し、定期巡回の訪問看護と単独の訪問看護の介護報酬の差額の一定額を補助することにより、訪問看護ステーションの参入を促進するとともに、訪問看護の訪問回数が多い対象者の利用拡大を図る。
- b 初任者の訪問看護職員に対する研修補助 (9,900千円)  
訪問看護ステーションにおいて、初めて訪問看護業務に従事する看護職員に対する研修実施に必要な経費を補助することにより、訪問看護ステーションのサービス対応力の向上を図る。
- c 利用者情報を記録するICT機器等の整備補助 (12,750千円)  
訪問看護ステーションにおいて、ICT機器等の導入経費を補助することにより、訪問看護サービスにおける日々の入力業務の大幅な削減やリアルタイムでの情報入力など業務の効率化等を図る。

## イ 看護小規模多機能型居宅介護の普及促進

(3,052千円)

施設整備補助や開設準備経費補助を引き続き行うほか、小規模多機能型居宅介護事業所から看護小規模多機能型居宅介護支援事業所への転換を見据えた研修等を実施し、事業者の看護小規模多機能への参入を促す。

また、サービスの利用促進を図るため、資質向上研修や病院等の退院支援担当者向け研修等によるサービスの普及啓発を図る。

■居宅サービス基盤の整備状況（定期巡回・看護小規模多機能）

	2020年 実績	2021年 実績	2022年 実績	2023年 計画	2025年 計画
定巡+看多機(事業所)	118	128	139	176	220
定期巡回	74	79	85	112	140
看護小規模多機能	44	49	54	64	80

(2) 施設系サービスの基盤整備

各市町の介護保険事業計画に基づく施設整備を支援する。

ア 特別養護老人ホーム等の整備

(767,719千円)

老人福祉計画（第8期介護保険事業支援計画）に基づき特別養護老人ホーム等の整備を行う事業者に対して、整備費及び開設準備経費を補助する。

■令和5年度介護保険施設等補助整備計画（政令・中核市を除く）（単位：箇所、人）

施設の種類別	区分	箇所数	定員
特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム	創設 改築	6	498 (うち併設ショートステイ73)

■特別養護老人ホームの整備状況

	2020年 実績	2021年 実績	2022年 実績	2023年 計画	2025年 計画
特別養護老人ホーム(定員)	27,193	27,875	28,183	30,095	31,378

イ 軽費老人ホームの運営費補助の実施

(944,841千円)

利用者の負担軽減を図り、低所得者の利用を支援するため、本来のサービス利用料（介護職員等ベースアップ等支援加算相当を含む。）と所得階層に応じて決定される本人負担額との差額を補助する。

ウ 高齢者施設等防災緊急対策事業の実施

(157,530千円（R4年度2月補正）)

高齢者施設等が、災害による停電・断水時にも施設機能を維持するための電力・水の確保を自力でできるよう、非常用自家発電設備（燃料タンクを含む）、給水設備（受水槽・地下水利用給水設備）の整備を促進する。

(3) 地域密着型サービス施設等の整備

(6,234,061千円)

老人福祉計画(第8期介護保険事業支援計画)に基づき地域密着型サービス（※2）施設等の整備を行う事業者に対して、整備費及び開設準備経費等を補助する。

■令和5年度地域密着型介護保険施設等補助整備計画(政令・中核市を含む)(単位:箇所、人)

施設種別	箇所数	定員
地域密着型特別養護老人ホーム	8	264
小規模な養護老人ホーム	1	29
認知症高齢者グループホーム	8	171
小規模多機能型居宅介護事業所	13	228
看護小規模多機能型居宅介護事業所	11	206
定期巡回・随時対応サービス	9	—
施設内保育所	2	—
合計	52	898

(注) 定員欄は入所(居)又は宿泊機能を有するものについてその定員を記載した。

※地域密着型特別養護老人ホーム：定員29名以下の特別養護老人ホーム

(4) 適切なサービスの確保 (2,444千円)

ア サービス提供事業者の指定・更新

利用者に適切な介護保険サービスを提供できるよう、指定・更新申請に際して、欠格事由、指定基準等の審査を行い、サービス提供事業者の指定・更新を行う。

イ 適切なサービス確保に向けた事業者指導等

(ア) 介護サービス事業運営の適正化

適正な事業運営やサービスの質を確保するため、事業者に対する運営指導、集団指導とともに、不正サービス内容や不当な報酬請求に対し、監査を実施する。

(イ) 事業者向け手引書の作成・周知等

制度改正後の運営基準や介護報酬等について、事業者向け手引書を作成し、県ホームページ等で周知する。

(ウ) 県・市町連携による指導・監査体制

市町との連携による指導・監査体制を整備するため、市町職員研修会を実施するとともに、地域密着型サービスに対する市町の実地指導・監査等につき助言を行う。

(エ) 介護職員等医療的ケア実施研修

介護保険施設や通所・訪問介護事業所等において、介護職員がたんの吸引等医療的ケアを行うことができるよう研修を実施する。

(5) 高齢者施設等における光熱費高騰対策 (728,000千円(6月補正))

光熱費・食費等の高騰による事業者・利用者負担の増加を抑制するため、一時支援金を支給する。

・対象施設：特別養護老人ホーム等入所施設、訪問・通所サービス事業所等(約5,000施設)

・支給単価：施設区分及び定員等に応じて段階的に設定

【入所系：15千円/名、通所系：3.6千円/名、訪問系：30千円/事業所】



### 3 高齢者の地域生活を支える施策の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援（※3）が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に向けた市町の取組を支援する。

#### (1) 市町が実施する地域支援事業等への支援

##### ア 総括的事業

(8,544千円)

高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者支援の取組を推進するため、市町との意見交換を通じて現状と課題を把握し、必要な助言等個別支援を行うとともに、市町のニーズを踏まえた各種研修等の企画を行うなど、市町職員等の資質の向上を図る。

また、地域支援事業に関する様々な課題に対応するため、医療・介護・福祉の専門職、学識経験者等により構成する兵庫県地域支援事業アドバイザーを設置し、課題に応じた専門家を市町に派遣する。

##### イ 地域包括支援センターの運営支援と機能強化

(2,888千円)

高齢者の保健医療の向上と福祉の増進を総合的に支援する地域包括支援センター（※4）の適正な運営と機能強化を支援するため、地域包括支援センター職員研修を実施するほか、専門的見地から個別事例の評価・指導等を行う専門職の派遣や、困難事例への対応力を向上させるための研修会を開催する。

■ 地域包括支援センターの設置状況（令和5年4月1日現在）（単位：箇所）

設置市町	本所	サブセンター	ブランチ	合計
41市町	212	5	72	289

（注）サブセンターは本所と一体となって活動し、ブランチは窓口の機能を果たしている。

##### ウ 介護予防・生活支援体制の基盤整備

市町による支え合いの地域づくりを推進するとともに、医療・介護等関係者の連携を強化するため、市町職員、リハビリ専門職、栄養士、歯科衛生士、生活支援コーディネーター（※5）、介護支援専門員、社会福祉協議会等を対象とした研修会を開催するなど、介護予防と生活支援の一体的な取組を支援する。

##### (ア) 介護予防推進のための支援

(10,858千円)

高齢者が要支援又は要介護状態となることを予防し、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう、市町職員等研修のほか、感染症対策を踏まえた住民主体の通いの場の再開・継続等の支援、リハビリ専門職等の活用などに取り組む市町を支援する。

また、関係団体等との広域的な連携関係により市町支援を強化する。

##### (イ) 生活支援体制整備への支援

(7,797千円)

生活支援の担い手の発掘や育成などを担う生活支援コーディネーター養成研修を開催するほか、地域サポート施設（※6）の認定等、新たな担い手の開拓を進める。

##### (ウ) リハビリ専門職3士会による地域支援事業の推進

(17,298千円)

リハビリ専門職の職能団体（兵庫県理学療法士会、兵庫県作業療法士会、兵庫県言語聴覚士会）で構成される協議会を設置し、リハビリ専門職による地域支援事業への支援を推進するための人材育成や人材派遣のための体制構築等を行う。

## (2) 医療と介護が連携して地域生活を支える体制の整備

### ア 在宅医療・介護連携の推進

(1,359千円)

市町における在宅医療・介護連携を推進するため、市町が行う医療介護の資源把握、データを活用した課題分析等を行う研修会の開催、医療・介護関係者からの連携に関する相談支援に従事する人材育成などを支援する。

### イ 介護職員等の人生の最終段階における対応向上研修事業の実施

(875千円)

特養等の介護保険施設等において、自然なかたちでその人らしく人生の最終段階を過ごせるよう、介護職員等を対象とした研修会を開催するとともに、県民等を対象とした人生の最終段階におけるケア普及フォーラムを開催する。

### ウ 医療・介護連携による人生の最終段階における対応向上研修の実施

(563千円)

住み慣れた地域で人生の最後まで暮らし続けることができるよう、医療・介護関係者が連携してサービスを提供できる体制の構築を支援するため、医師や介護支援専門員など多職種を対象とした研修会を開催する。

## (3) 家族介護者への介護技術等の普及

(3,144千円)

正しい知識に基づく介護技術の習得により介護負担を軽減するため、特養等において家族介護者等を対象とした介護技術講習会を開催する。

## (4) 高齢者の権利擁護の推進

(3,265千円)

高齢者虐待の未然防止と早期発見及び虐待事案への迅速かつ適切な対応を図るため、市町職員及び養介護施設従事者等（※7）の資質向上を図る高齢者虐待対応力向上研修を実施する。

また、弁護士による高齢者権利擁護相談窓口を設置し、市町職員等からの電話相談等に対応する。

## (5) 地域リハビリテーションの推進

(8,268千円)

高齢者等が、急性期や回復期における機能訓練だけでなく、生活機能向上に向けた支援も含め、切れ目なくリハビリテーションを受けられるよう、リハビリ専門職のネットワーク化や研修等を行う全県及び圏域のリハビリテーション支援センターを支援する。

## 4 介護人材確保対策の推進

高齢化の進行により介護需要が今後更に増えると見込まれる一方で、生産年齢人口は減少していく中、介護人材の確保と介護現場の生産性向上に関する取組を推進する。

### (1) 多様な人材の参入促進

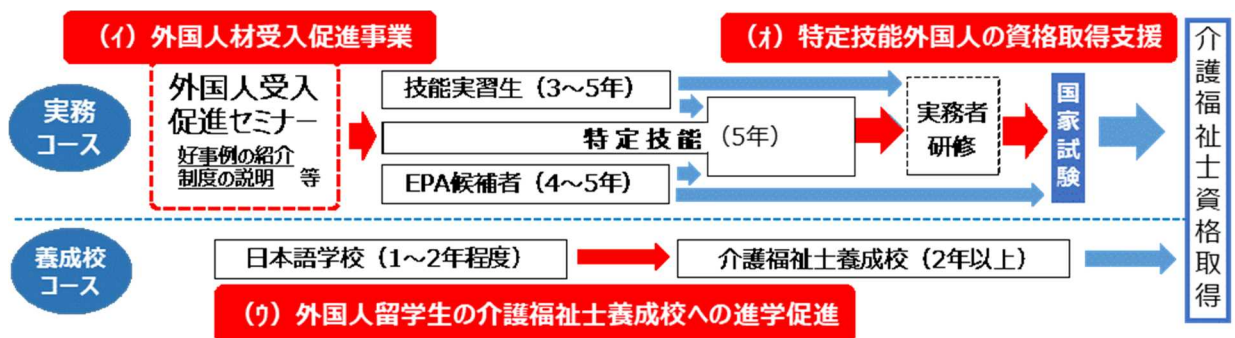
#### ア 外国人介護人材の受入・定着促進

##### (ア) ひょうご外国人介護実習支援センターによる支援

(8,070千円)

外国人介護技能実習生の仕事や日常生活の多様な相談に応じるほか、神戸市とともに国際調整専門員を配置し、外国人介護技能実習生受入の規模拡大や受入業務の迅速化を図る。

- (イ) 外国人介護人材受入促進事業 (1,000千円)  
外国人介護人材を受入れていない事業所に対し、受入に対する不安等を払拭するため、受入の手続きや好事例を紹介するセミナーを令和5年度より開催する。
- (ウ) 外国人留学生の介護福祉士養成校への進学促進 (1,000千円)  
介護福祉士養成校への進学を促進するため、日本語学校の留学生を対象とする養成校等による進路説明会の開催経費を支援する。(令和5年度から近隣府県の学校の参加促進のため、対面に加え、オンラインのハイブリッド方式で実施)。
- (エ) 外国人介護人材の受入環境整備 (10,607千円)  
介護分野での外国人介護人材・外国人留学生の就労・就学環境の向上を図るため、外国人介護人材・外国人留学生向けの多言語翻訳機の導入補助や介護福祉士養成校の教員等に対する留学生への対応力、指導力向上研修を実施する。
- (オ) 特定技能外国人の資格取得支援 (20,000千円)  
最長5年で帰国となる特定技能外国人の長期定着を図るため、受入施設が介護福祉士資格取得支援を行う場合の費用の一部補助を令和5年度より行う。
- (カ) E P A外国人介護福祉士候補者の資格取得支援 (59,530千円)  
経済連携協定（E P A）に基づく外国人介護福祉士候補者に、受入施設が行う介護福祉士資格取得支援する経費を補助する。
- (キ) 介護技術等研修事業 (5,000千円)  
技能実習生、特定技能外国人の日本語能力や介護技術の向上のための研修等を実施する経費を補助する。



## イ 高齢者・女性等地域住民の参入促進

- (ア) 介護に関する入門的研修の実施 (4,682千円)  
介護未経験者に対して基本的な知識等を学ぶことのできる入門的研修について、令和5年度から定員や開催地域を拡充（100人→300人、2地域→10地域）する。
- (イ) ひょうごケア・アシスタント制度の推進 (20,306千円)  
介護保険施設や訪問介護事業所で介護の周辺（補助的）業務に従事する「ひょうごケア・アシスタント制度」を推進するとともに、制度を普及させるために支援員を配置し、求人や入門的研修受講者等のうち就業希望者の掘り起こしを行う。
- (ウ) 潜在介護福祉士等の再就業支援 (2,028千円)  
介護職場に就業していない介護福祉士等が復職する際に、ブランクがあることによる不安を解消するため、最新の介護の知識や技術を学習する研修を実施する。

## ウ 若年層の参入促進

- (ア) 社会福祉法人等に勤務する若手職員への経済的支援 (12,523千円)  
 県内社会福祉法人等の人材確保や、若者の県内定着・経済的支援として、法人と連携し、若手職員を対象とする新たな奨学金返済支援制度を実施する。  
 ○支援期間 最大5年間  
 ○補助額 1人あたり年間返済額の2/3(上限12万円/人・年)

現行制度	県 1/3	本人 1/3	社会福祉法人 1/3
新制度	県 1/3	県 1/3	社会福祉法人 1/3

- (イ) 進路選択学生等支援事業 (3,360千円)  
 高校等に出向き、福祉・介護の仕事の魅力を紹介する進路相談会や説明会等を実施する介護福祉士養成校等に補助する。
- (ウ) 福祉の職場体験事業 (9,399千円)  
 福祉施設の見学や実際の仕事の流れを体験することで職場の雰囲気やサービス内容を直接知ってもらい、就業意欲の喚起と福祉職場への円滑な就労を支援する。  
 ※ 令和5年度から、特に人材確保が困難な地方部の参加者に対する交通費・宿泊費助成を実施
- (エ) 県立総合衛生学院介護福祉学科の運営 (33,600千円)  
総合衛生学院分校(介護福祉学科)において、介護福祉士国家資格を持つ専門性の高い介護人材の養成に取り組む。

## エ 福祉人材センターによる人材確保 (42,873千円)

キャリア支援専門員による福祉・介護分野への就労希望者の掘り起こし、求職者のニーズに合わせた新規求人の開拓のほか、地域相談窓口によるきめ細かい相談等によるマッチング支援を行う。

<地域相談窓口> 5か所(西宮市、宝塚市、加古川市、姫路市、豊岡市)

## オ 市町や団体が実施する多様な人材確保対策の推進 (147,100千円)

市町の実情に応じた介護人材確保関連事業及び関係団体が行う介護人材確保に資する事業について補助する。

## カ 介護福祉士修学資金等の貸付

介護福祉士等の資格取得のため養成施設に修学する者や実務者研修を受講する者などに対し、修学資金等を貸与する。

- (ア) 介護福祉士・社会福祉士修学資金  
 (イ) 介護福祉士実務者研修受講資金

- (ウ) 離職した介護人材の再就職準備金
- (エ) 福祉系高校修学資金
- (オ) 介護分野・障害福祉分野就職支援金（他業種の従事者対象）

## (2) キャリアアップ支援

### ア 介護支援専門員（ケアマネジャー）の研修

#### (ア) 実務研修の実施

介護支援専門員（※8）を養成するため、実務研修受講試験及び試験合格者を対象とする実務研修を実施する。

■介護支援専門員実務研修受講試験合格者数 （単位：人）

区 分	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4
合格者数	764	1,287	199	395	352	589	464
累 計	30,370	31,657	31,856	32,251	32,603	33,192	33,656

（注）平成30年度は受験要件が変更され、合格者数が減少

#### (イ) 更新研修等の実施

介護支援専門員等の資質向上のため、実務経験年数に応じた専門研修や主任介護支援専門員（※9）研修を実施する。

さらに、介護支援専門員証の有効期限にあわせ、更新に必要な研修を実施する。

### イ 介護職員のキャリアアップ

#### (ア) キャリアアップ研修事業

（9,560千円）

介護保険施設・事業所等に勤務する職員のキャリアアップに資する、認知症ケアや感染症予防対策などの研修や出前講座を実施する関係団体等に補助する。

#### (イ) 介護人材の資格取得のための支援

（27,721千円）

施設等の介護職員による介護福祉士等の資格取得（初任者研修、実務者研修）を支援するため、関係団体が行う研修受講料の一部助成や研修・相談支援等に対して補助を行い、介護人材の職場定着の促進を図る。

また、研修機会確保のため、介護保険施設・事業所の職員が受講する際に必要な代替職員の確保に係る経費や但馬・丹波・淡路地域内での実務者研修を実施する民間事業者に対しその経費の一部を補助する。

#### (ウ) 訪問介護人材等確保対策

（10,500千円）

訪問介護員の確保が困難であるため、資格取得やOJT研修等に関連する3補助メニューをパッケージ化して支援することにより、訪問介護員の確保・定着を図る。

#### (エ) 介護キャリア段位制度の普及促進事業

（1,500千円）

全国共通の評価基準により職員の実践的技術を評価するキャリア段位制度の普及を図るため、事業所で職員の評価を行うアセッサーの養成講習の受講料を補助する。

### ウ 外国人介護人材の資格取得支援

#### (ア) 特定技能外国人の資格取得支援（再掲）

#### (イ) E P A外国人介護福祉士候補者の資格取得支援（再掲）

エ 介護職員処遇改善加算等の取得支援 (9,381千円)

介護職員の給与水準の向上を図り介護職員の確保に向けた環境を整備するため、介護職員処遇改善加算の未取得事業所及びより上位の加算や特定処遇改善加算の取得を目指す事業所に対し、セミナー開催のほか、社会保険労務士等の専門家による事業所の状況に合わせた個別の助言・指導等を行う。

(3) 魅力ある職場づくり支援

ア 訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策 (7,212千円)

利用者等からのハラスメント対策として訪問看護師・訪問介護員の安全確保・離職防止を図るため、介護報酬上の2人訪問加算が適用できない場合の加算相当額の一部を補助するとともに、1人訪問時の安全対策や、職員のメンタルヘルス対策、事業所管理者の対応能力向上等を推進する。

イ 地方部における就職支援 (4,200千円)

北播磨・西播磨・但馬・丹波・淡路地域の事業所を対象に、地域外からの新規就職者の赴任旅費等について補助する。

ウ 介護職員処遇改善加算等の取得支援（再掲）

エ 社会福祉法人等に勤務する若手職員への経済的支援（再掲）

(4) 介護サービスの周知・理解

ア 広く一般の方に向けた介護の仕事啓発促進 (3,750千円)

介護の仕事のイメージアップを図るため、仕事のやりがいや魅力を多くの人に伝える啓発促進行事を行う関係団体・介護福祉士養成施設等に補助する。

＜実施内容＞無料相談会、パネル展、啓発イベント、チラシ配布、事例発表会、就職フェア、シンポジウム等の開催

イ 将来の介護の担い手となる若年層への介護業務イメージアップ

(ア) 若年層全般 (21,011千円)

DVDやパンフレットを活用した啓発活動や、学生に対する就職セミナー、施設見学会の開催等を関係団体に委託して実施する。

(イ) 小中学生 (10,000千円)

介護業務の体験学習を提供するため、職業型社会体験施設「キッズニア甲子園」において介護業務の職業体験ができる取組を支援する。

(ウ) 中高生 (1,184千円)

中学校・高校へ訪問し出前授業を通じて訪問サービスの仕事の魅力を発信する。

## (5) 介護現場の生産性向上

### ア 介護ロボット導入・生産性向上支援推進総合事業

(27,926千円)

介護ロボットの導入や人材確保などに係る介護現場の生産性向上に関する相談等に対応する「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置し、既存事業に生産性向上の視点を加えることで介護の質の向上や働きたい職場づくりを推進する。

#### (ア) 介護生産性向上総合相談センター（仮称）の設置

a 相談窓口の設置

b 介護ロボット導入支援研修の実施（基礎編・応用編）

c 業務改善のための取組支援

〔 介護ロボット導入時伴走型フォローアップ支援事業  
生産性向上支援事業（コンサルへ相談費用等補助） 〕

d ノーリフティングケアの普及促進

〔 「ひょうごノーリフティングケアモデル施設」認定審査会の設置  
ノーリフティングケア地域研修の実施 〕

#### (イ) 介護現場革新会議の設置

介護現場の課題を関係者で共有し、介護ロボット・ICTの普及促進方策を含めた地域の課題に対する対応方針等を検討する。

<構成員> 行政、研究機関、事業者団体 等

### イ 介護業務における労働環境改善・業務効率化支援事業

(1,184,779千円)

介護職員の負担軽減・業務効率化等を図るとともに、サービスの質の向上を図るため、業務改善に必要な取組や介護ロボット、ICT機器等の導入を支援する。

#### (ア) 介護ロボット等の導入

介護ロボット等を導入する施設・事業所を支援し、労働環境の改善を促進する。

#### (イ) 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備

見守りセンサーを導入する施設に対して、導入に伴う通信環境整備を支援する。

#### (ウ) ICT 機器等の導入

ICT 機器等を活用して介護記録から請求業務までを行うことができるシステムの導入等を支援する。

(注) R5～：対象施設に通所系サービス事業所を追加(現行：施設系・訪問系)

## 5 高齢者の生きがいづくりと社会参加等の支援

高齢者がいつまでも生きがいを持って社会で活躍できるよう、老人クラブ活動の支援などに取り組む。

### (1) 生きがいづくりと社会参加等の支援

#### ア 老人クラブ活動の「支え合い」と「社会参加」による介護予防の推進 (170,321千円)

高齢者の健康づくりや社会参加を促進するとともに、コロナ禍における地域課題に対応するため、老人クラブが行う支え合い、居場所づくり、健康づくりなどの活動に対し助成を行う。

補助対象	活動内容
県老人クラブ 連合会	県域における以下の取組等 ・市町老人クラブ連合会の会長研修会や女性・若手リーダー研修 ・健康づくり・介護予防に関する先進優良事例等の情報収集紹介 ・ブロックによる健康づくり・介護予防に関する事業や講演会の実施
市町老人クラブ 連合会	市町域における以下の取組等 ・健康づくり・シニアスポーツ活動、趣味・文化・レクリエーション活動、 学習活動等 ・健康保持・介護予防等の料理教室、ニュースポーツの普及促進等の健康 づくり・介護予防に関する実践活動
単位老人クラブ	地域における以下の取組等 ・ <u>共生型助け合い活動、会員加入促進活動、地域活動の再開</u> ・健康づくり(健康体操等)活動

イ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加 (4,374千円)  
全国健康福祉祭への参加を通じて、高齢者の生きがいと健康づくりや社会参加を促進する。

(2) 高齢者保健福祉月間行事の実施 (2,047千円)

ア 100歳高齢者祝福事業

100歳の高齢者に対し、知事祝状を贈り、長寿を祝福する。

■100歳到達者数の推移 (単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
人 数	1,231	1,285	1,309	1,252	1,554	1,791	1,945	1,832

(注) 9月1日時点で生存し、当該年度中に100歳に到達する者の数

イ 高齢者特別賞表彰

県内に在住する満90歳以上の高齢者で徳行にすぐれ、永年勤労に励み、現在も引き続き社会的に活躍している人を表彰する。(「高齢者の集い」の中で表彰式を実施)。

■受賞者数の推移 (単位：人)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
人 数	19	28	27	24	23	22	23	18

ウ 兵庫県高齢者の集いの開催 (471千円)

県老人クラブ連合会との共催でサークル・交流活動発表や表彰等を行う集いを開催する。

(3) 高齢者等就労支援事業の実施 (7,998千円)

元気高齢者等の特別養護老人ホーム等への就労を促進するため、兵庫県老人福祉事業協会に介護就労コーディネーターを設置するとともに、高齢者などの地域住民の介護や生活援助に関する研修受講の支援を行う。



(4) 無年金外国籍高齢者に対する福祉給付金の支給 (6,775千円)

昭和57年の国民年金法の一部改正により国籍条項が撤廃された後もなお、制度上の理由から国民年金が受給できない在日外国籍高齢者に福祉給付金を支給する市町に対して補助する。

6 但馬長寿の郷の運営 (75,490千円)

(1) 専門的人材派遣事業

市町等の要請に基づき理学療法士等の専門的人材を派遣し、介護予防に重点を置いた個別訪問指導や集団指導等を実施する。

■但馬長寿の郷における専門的人材派遣事業の実施状況 (単位：回)

年 度	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
派遣回数	629	587	555	549	542	491	449	452

(2) 保健福祉人材の資質向上

保健・福祉の業務に従事する者の資質向上のため、在宅ケア、生活リハビリなどの専門的研修を実施する。

(3) 福祉用具・住宅改修の展示・相談

福祉用具・住宅改修の展示・相談を行うことにより、高齢者や障害者の地域での生活を支援する。

(4) 指定管理者制度の導入

但馬長寿の郷の宿泊施設及び交流施設について、指定管理者制度の導入（令和3年度～）により、民間ノウハウの活用による運営の効率化及び施設の有効利用を図る。

7 老人福祉計画（介護保険事業支援計画）の改定 (2,700千円)

兵庫県老人福祉計画（第8期介護保険事業支援計画）について、国の制度改正等を踏まえて、次期（第9期：令和6～令和8年度）に向けた改定作業を進める。

8 感染症及び災害対策の推進

(1) 新型コロナウイルス感染症対策の推進

高齢者施設等における感染拡大防止を図るため、感染防止対策のさらなる徹底、施設の従事者に対する検査の実施、施設と医療の連携強化など取組を推進する。

ア 高齢者施設等における感染防止対策等の周知徹底

感染状況等その時々状況や国通知などを踏まえ、感染防止対策の周知徹底やワクチン接種の推進などに関する通知を適宜発出する。

イ 高齢者施設等の環境整備 (3,220千円)

高齢者施設等における感染拡大を防止するため、換気設備の設置に要する経費を支援する。

#### ウ 高齢者施設等の従事者への検査

(1,268,213千円)

高齢者・障害者施設等におけるクラスター発生及び在宅の要介護高齢者等の感染拡大防止のため、施設従事者等に対する集中的検査を全額公費により実施する。

- ・検査回数 原則週2回
- ・検査方法 抗原定性検査
- ・検査対象 入所・通所・訪問系の施設・事業所

#### エ 高齢者施設等のサービス継続の支援

(992,685千円)

利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等や、感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）に対応した訪問系サービス事業所等において、サービス継続に必要な費用（かかりまし費用）が生じた場合、その費用の一部を支援する。

#### オ 医療ひっ迫時の高齢者施設等への支援体制の確保

(7,000千円)

感染流行期に大規模クラスター発生などにより各施設が確保するコロナ対応医療機関での対応が困難になった場合に、県が往診医師等を紹介するための窓口を設置する。

(ア) 往診医師等確保支援相談窓口の設置

(イ) 往診応援医療機関への協力金の支給

- ・支給対象 感染流行期に、相談窓口の依頼により往診を行った医師
- ・支給額 1日あたり5万円

#### (2) 介護サービス事業所・施設における業務継続計画策定の支援

(1,967千円)

介護サービス事業所における業務継続計画(BCP)の策定や研修の実施等の義務化を踏まえ、令和5年度末までに全事業所の策定に向けた支援窓口を設置するとともに、研修会を開催する。

## 《 資 料 編 》

### 1 高齢者人口の推移

#### (1) 全 国

年次別	総人口	65歳以上		75歳以上	
	(千人)	人口(千人)	構成比	人口(千人)	構成比
S45 ( 1970 )	104,665	7,393	7.1%	2,237	2.1%
S55 ( 1980 )	117,060	10,647	9.1%	3,660	3.1%
H02 ( 1990 )	123,611	14,895	12.0%	5,973	4.8%
H12 ( 2000 )	126,926	22,005	17.3%	8,999	7.1%
H17 ( 2005 )	127,768	25,672	20.1%	11,602	9.1%
H22 ( 2010 )	128,057	29,246	22.8%	14,072	11.0%
H27 ( 2015 )	127,095	33,465	26.3%	16,126	12.7%
R2 ( 2020 )	126,146	35,336	28.0%	18,249	14.5%
R5 ( 2023 )	124,752	36,173	29.0%	19,489	15.6%

※ S45～R2は国勢調査(各年10月1日現在)による

R5は総務省統計局「人口推計」(2月1日現在)による

#### (2) 兵庫県

年次別	総人口	65歳以上		75歳以上	
	(人)	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
S45 ( 1970 )	4,667,928	324,005	6.9%	95,875	2.1%
S55 ( 1980 )	5,144,892	474,708	9.2%	162,697	3.2%
H02 ( 1990 )	5,405,040	642,401	11.9%	263,069	4.9%
H12 ( 2000 )	5,550,574	939,950	16.9%	376,555	6.8%
H17 ( 2005 )	5,590,601	1,108,564	19.8%	491,615	8.8%
H22 ( 2010 )	5,588,133	1,281,486	22.9%	600,323	10.7%
H27 ( 2015 )	5,534,800	1,481,646	26.8%	694,869	12.6%
R2 ( 2020 )	5,465,002	1,546,543	28.3%	801,170	14.7%
R5 ( 2023 )	5,391,667	1,579,241	29.3%	859,742	15.9%

※ S45～R2は国勢調査(各年10月1日現在)による

R5は県福祉部総務課統計・補助金班「高齢者保健福祉関係資料」(2月1日現在)による

#### (3) 圏域別高齢者人口等

(令和5年2月1日現在)

圏 域	総人口	高 齢 者 人 口			
	(人)	65歳以上(人)	構成比	75歳以上(人)	構成比
神 戸	1,506,516	433,667	28.8%	236,544	15.7%
阪神(阪神南)	1,032,650	272,490	26.4%	150,491	14.6%
阪神(阪神北)	706,512	206,054	29.2%	113,094	16.0%
東 播 磨	711,507	199,419	28.0%	106,318	14.9%
北 播 磨	257,358	85,947	33.4%	46,790	18.2%
播磨姫路(中播磨)	563,820	157,525	27.9%	84,970	15.1%
播磨姫路(西播磨)	239,115	83,271	34.8%	44,486	18.6%
但 馬	151,795	57,729	38.0%	31,742	20.9%
丹 波	98,333	35,712	36.3%	19,352	19.7%
淡 路	124,061	47,427	38.2%	25,955	20.9%
県 計	5,391,667	1,579,241	29.3%	859,742	15.9%

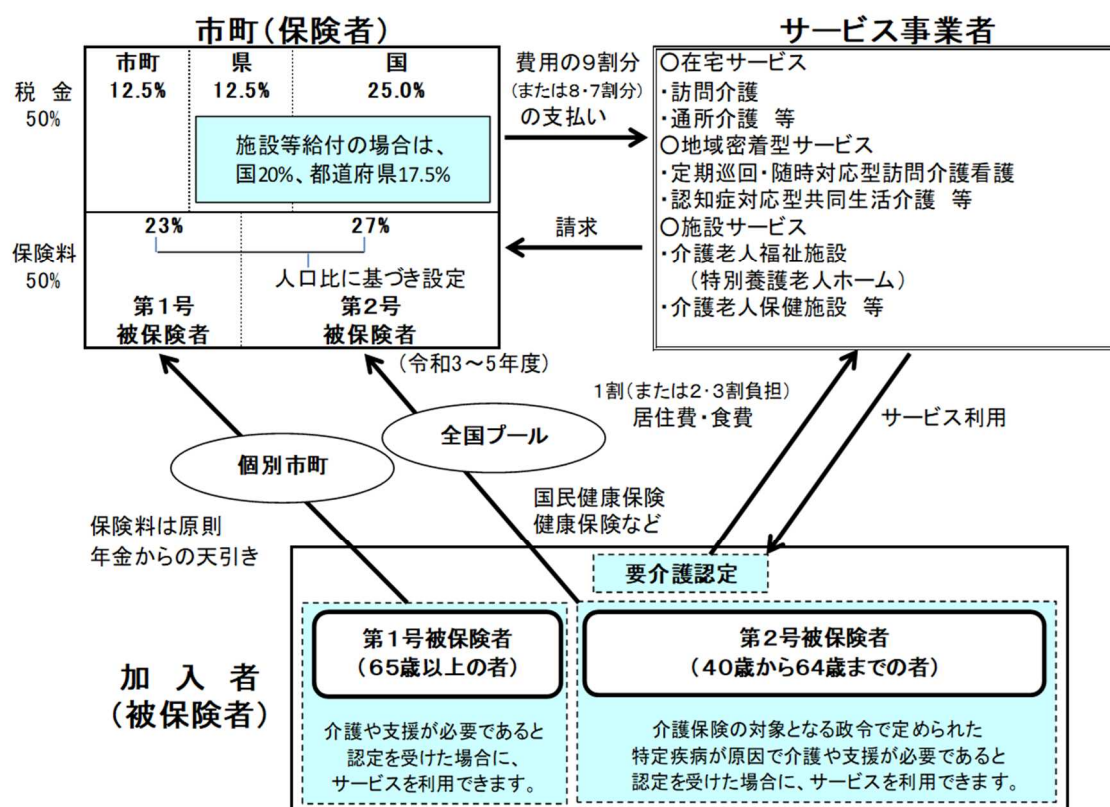
※ 県福祉部総務課統計・補助金班「高齢者保健福祉関係資料」による

## 2 介護保険制度の概要

保 険 者	市 町		
被 保 険 者 の 構 成	第 1 号被保険者	65 歳以上の人	
	第 2 号被保険者	40～64 歳で医療保険に加入している人	
保 険 料	第 1 号被保険者	市町のサービス水準や被保険者の所得（標準は 9 段階）に応じて決まる。	
	第 2 号被保険者	医療保険の保険料と一括して徴収される（保険料率は加入している医療保険によって異なる）。	
保 険 給 付 が 受 け ら れ る 人	第 1 号被保険者	要支援（1・2）・要介護（1～5）の認定を受けた人（市町が介護認定審査会の審査結果に基づき認定）	
	第 2 号被保険者	加齢に伴う「特定疾病」（16 種類）が原因で要支援・要介護の認定を受けた人（同上）	
保 険 給 付 の 内 容	サ ー ビ ス	介護給付（要介護 1～5）	予防給付（要支援 1・2）
	居 宅	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与・販売 住宅改修費支給	※介護予防訪問介護は総合事業の一部へ移行 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 ※介護予防通所介護は総合事業の一部へ移行 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 特定介護予防福祉用具貸与・販売 介護予防住宅改修費支給
	地 域 密 着 型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護* （* 要支援 1 を除く）
	マ ネ ジ メ ン ト	居宅介護支援	介護予防支援
施 設	介護老人福祉施設(原則、要介護3以上) 介護老人保健施設 介護医療院 介護療養型医療施設		

地域支援事業	① 介護予防・日常生活支援総合事業 要介護状態等となることを予防し、要介護状態等の軽減・悪化の防止と地域における自立した日常生活の支援のための施策を一体的に推進するために必要な事業を行う。 ② 包括的支援事業 地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントの各業務を行う。 また平成27年度からは、消費税増税分を財源に、「在宅医療・介護連携推進事業」、「地域ケア会議推進事業」、「生活支援体制整備事業」及び「認知症総合支援事業」が加わった。 ② ①、②以外の任意事業（介護給付等費用適正化、家族介護支援等）	
利用料	自己負担	保険で受けるサービス費用の1割*（居宅介護支援及び介護予防支援については自己負担なし）。 * 一定以上所得者は2割又は3割
	介護保険施設サービス等を利用した場合	サービス費用の自己負担の他に居住費及び食費を自己負担（低所得者の場合は、居住費及び食費について負担限度額が設定され、限度額を超える分は給付（補足給付））。
	地域支援事業	市町が定めた額
	高額介護サービス費等	自己負担については、世帯の所得等に応じて月額上限を設定。
	高額医療・介護合算制度	医療保険の自己負担と介護保険の自己負担との合計額には、世帯の所得等に応じて年額上限を設定。
介護給付の財源	・居宅給付費：国25%、県12.5%、市町12.5%、1号保険料23%、2号保険料27% ・施設給付費：国20%、県17.5%、市町12.5%、1号保険料23%、2号保険料27% ・地域支援事業 介護予防事業：国25%、県12.5%、市町12.5%、1号保険料23%、2号保険料27% 包括的支援事業・任意事業：国38.5%、県19.25%、市町19.25%、1号保険料23%	

## 介護保険制度の仕組み



### 3 介護保険の概況

#### (1) 要支援・要介護認定者数

ア 要支援・要介護認定者数及び認定率

(単位：人)

区 分	H12. 4. 30	H15. 3. 31	H18. 3. 31	H21. 3. 31	H24. 3. 31	H27. 3. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31
認定者数	90,335	152,420	197,933	213,674	245,927	280,635	299,794	323,008	328,460	333,541
第1号被保険者	87,475	147,346	191,380	206,993	238,817	274,434	294,056	317,327	322,682	327,752
第2号被保険者	2,860	5,074	6,553	6,681	7,110	6,201	5,738	5,681	5,778	5,789
第1号被保険者認定率	9.4%	14.3%	17.1%	16.7%	18.2%	18.8%	19.1%	20.1%	20.4%	20.8%

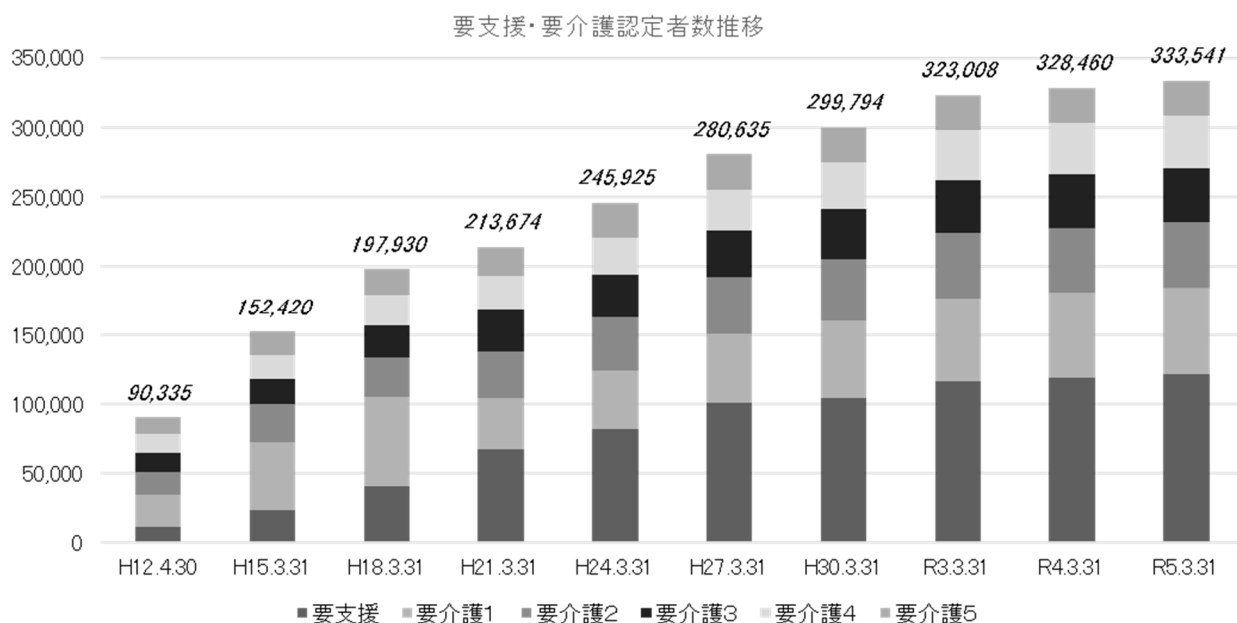
※ 介護保険事業状況報告(H30までは年報、R3以降は月報)

イ 要支援・要介護度別の要支援・要介護認定者数

(単位：人)

区分	H12. 4. 30	H15. 3. 31	H18. 3. 31	H21. 3. 31	H24. 3. 31	H27. 3. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	R4. 3. 31	R5. 3. 31
要支援	11,565	23,371	41,207	67,752	82,353	101,428	104,889	116,531	118,756	121,750
要介護1	23,145	49,199	64,480	36,712	42,232	49,322	55,269	60,651	62,354	63,000
要介護2	16,615	27,278	27,869	33,824	38,793	41,459	44,682	46,666	46,509	46,783
要介護3	13,348	17,993	23,620	31,013	30,355	33,488	36,461	38,339	38,752	38,874
要介護4	13,916	17,875	21,837	23,463	27,224	29,633	33,266	36,016	37,302	38,023
要介護5	11,746	16,704	18,917	20,910	24,968	25,305	25,227	24,805	24,787	25,111
計	90,335	152,420	197,930	213,674	245,925	280,635	299,794	323,008	328,460	333,541

※介護保険事業状況報告(H30 までは年報、R3 以降は月報)



(2) 介護保険サービスの利用者数 (月間)

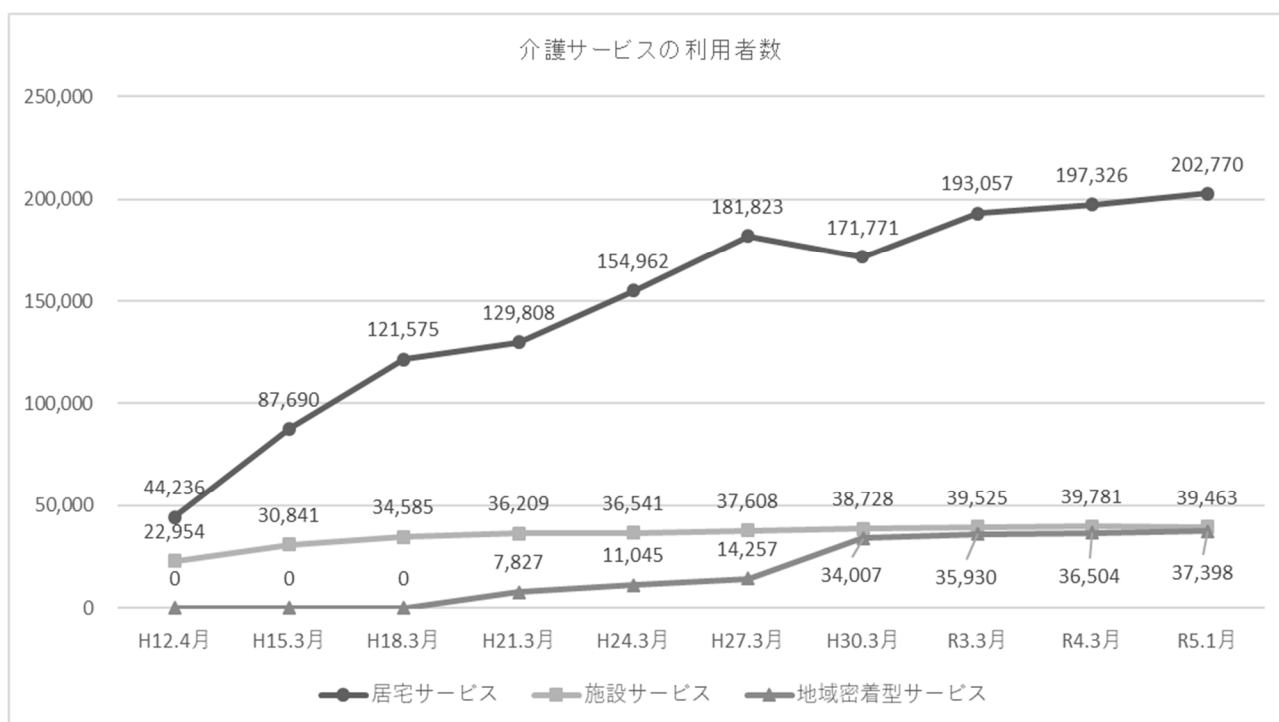
(単位：人)

※ 介護保険事業状況報告(H30 までは年報、R3 以降は月報)

区 分	H12.4月	H15.3月	H18.3月	H21.3月	H24.3月	H27.3月	H30.3月	R3.3月	R4.3月	R5.1月
居宅サービス	44,236	87,690	121,575	129,808	154,962	181,823	171,771	193,057	197,326	202,770
施設サービス	22,954	30,841	34,585	36,209	36,541	37,608	38,728	39,525	39,781	39,463
地域密着型サービス	—	—	—	7,827	11,045	14,257	34,007	35,930	36,504	37,398
合 計	67,190	118,531	156,160	173,844	202,548	233,688	244,506	268,512	273,611	279,631

(注1) 居宅サービス・地域密着型サービスは延人数、施設サービスは実人数。

(注2) 地域密着型特養は、地域密着型サービスに含む。



### (3) 事業所・施設の指定状況等

#### ア 居宅サービス事業所の指定状況

(単位：箇所)

区 分	H12. 4. 1	H18. 3. 31	H21. 3. 31	H24. 3. 31	H27. 3. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	R5. 3. 31
		2期計画末	3期計画末	4期計画末	5期計画末	6期計画末	7期計画末	
居宅サービス事業所	1,549	3,446	4,247	4,994	5,846	5,229	5,239	5,756
居宅介護支援事業所	858	1,582	1,593	1,719	1,865	1,952	1,858	1,741
介護予防サービス事業所	—	* 1,628	1,660	1,830	2,043	2,287	2,313	2,472
地域密着型サービス事業所	—	* 386	512	682	829	1,932	1,982	2,003
地域密着型介護予防サービス事業所	—	* 337	444	605	699	762	798	788
合 計	2,407	7,379	8,456	9,830	11,282	12,162	12,190	12,760

(注1) \*介護予防サービス及び地域密着型サービスについては、平成18年3月31日の事業所数の欄に、平成19年3月31日の事業所数を記載。

(注2) 介護予防サービスについて、介護予防訪問介護、介護予防通所介護が平成30年度から総合事業に完全移行したため、平成30年3月31日以前の事業所数からも除いている。

#### イ 居宅サービス事業所及び地域密着型サービス事業所の内訳

(単位：箇所)

区 分	H12. 4. 1	H18. 3. 31	H21. 3. 31	H24. 3. 31	H27. 3. 31	H30. 3. 31	R3. 3. 31	R5. 3. 31
		2期計画末	3期計画末	4期計画末	5期計画末	6期計画末	7期計画末	
居宅サービス事業所	1,549	3,446	4,247	4,994	5,846	5,229	5,239	5,756
訪問介護	533	1,362	1,506	1,711	1,888	1,975	1,939	1,974
訪問入浴介護	77	97	75	84	80	75	66	64
訪問看護	217	338	352	404	481	638	755	872
通所介護	279	824	1,011	1,402	1,874	931	945	947
短期入所生活介護	187	265	305	328	387	424	451	461
特定施設入居者生活介護	14	68	126	161	198	230	254	267
福祉用具貸与	145	450	364	354	388	390	352	358
その他	97	42	508	550	550	566	477	813
地域密着型サービス事業所	—	386	512	682	829	1,932	1,982	2,003
夜間対応型訪問介護	—	1	2	3	4	5	3	7
小規模多機能型居宅介護	—	28	97	157	205	240	240	228
認知症対応型通所介護	—	134	146	167	164	176	157	148
認知症対応型共同生活介護	—	219	246	314	351	404	436	450
特定施設入居者生活介護	—	1	2	4	6	6	6	6
介護老人福祉施設入所者生活介護	—	3	19	37	74	91	98	100
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—	18	45	74	85
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—	7	17	44	54
地域密着型通所介護	—	—	—	—	—	948	924	925

(注1) 地域密着型サービス(平成18年4月1日から開始、市町指定)について、平成18年3月31日の事業所数の欄には、平成19年3月31日の事業所数を記載。

(注2) 介護予防サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所は除く。



ウ 介護保険施設の指定等の状況

(単位：箇所、人・床)

区 分		H12. 4. 1	H18. 3. 31 2期計画末	H21. 3. 31 3期計画末	H24. 3. 31 4期計画末	H27. 3. 31 5期計画末	H30. 3. 31 6期計画末	R3. 3. 31 7期計画末	R5. 3. 31
特別養護老人ホーム	施設数	194	256	295	323	378	432	455	466
	定員数	12,604	17,702	19,832	21,193	23,405	25,571	27,193	28,183
介護老人保健施設	施設数	93	137	150	156	168	174	176	174
	定員数	8,342	12,683	13,876	14,296	14,782	15,168	15,167	14,817
介護療養型医療施設	施設数	132	114	80	63	45	25	9	7
	病床数	4,776	5,292	3,913	3,004	2,150	1,266	342	276
介護医療院	施設数	-	-	-	-	-	-	17	25
	定員数	-	-	-	-	-	-	1,046	1,394
合計	施設数	419	507	525	542	591	631	657	672
	定員数	25,722	35,677	37,621	38,493	40,337	42,005	43,748	44,670

(注1) 特別養護老人ホームには、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む。

(注2) 介護療養型医療施設は、令和5年度末で廃止となり、介護医療院等への転換が進んでいる。

介護医療院は、医療と介護を両立させた受入施設として、平成30年度に創設された。

エ 介護保険施設等の概要（令和5年3月31日現在）

（単位：箇所、人・床）

種 別	施設数	定 員	設置目的	対象者	主な事業 内 容	設置主体
特別養護老人ホーム ※地域密着型特養含む	466	28, 183	身体上又は精神上著しい障害があるため常時の介護を要する高齢者に対し、必要な介護等を行う	65歳以上で原則として要介護3以上の者	日常生活上必要な介護（医療） （機能訓練）	都道府県 市町村 社会福祉 法人
介護老人保健施設	174	14, 817	入院治療は必要としないが、医学的管理下における看護・機能回復訓練などを要する高齢者に必要な機能訓練等を行い、在宅復帰を目指す	65歳以上の要介護者	日常生活上必要な介護 看護 機能訓練 （医療）	都道府県 市町村 社会福祉 法人 医療法人
介護医療院 （H30.4.1制度創設）	25	1, 394	長期にわたる療養を要する高齢者に対し、医学的管理の下における看護、介護、必要な医療等を行うとともに、快適な生活の場の提供に努める	65歳以上の要介護者	日常生活上必要な介護 看護 医療 （機能訓練）	都道府県 市町村 社会福祉 法人 医療法人
介護療養型医療施設 （R6.3未廃止予定）	7	276	長期にわたる療養を要する高齢者に対し、医学的管理の下における看護、介護、機能訓練や必要な医療等を行う	65歳以上の要介護者	日常生活上必要な介護 看護 医療 （機能訓練）	都道府県 市町村 社会福祉 法人 医療法人
養護老人ホーム	41	2, 671	経済的理由等により自宅で養護を受けることが困難な高齢者に必要な養護を行う （措置施設）	65歳以上の要養護者	日常生活上必要な養護	都道府県 市町村 社会福祉 法人
軽費老人ホーム （ケアハウス）	112	4, 737	家庭環境等の理由により居室において生活することが困難な高齢者に対し、低額な料金で日常生活上必要な支援を行う	60歳以上の者	給食サービス、各種相談・助言	都道府県 市町村 社会福祉 法人 公益法人 農協 医療法人
有料老人ホーム	322	19, 618	高齢者に対し、食事の提供その他日常生活に必要な支援を行う	各施設の入居条件による	食事、介護 日常生活上の便宜	株式会社等
サービス付き 高齢者向け住宅	429	16, 982	高齢者の居住の安定確保を目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携して高齢者を支援するサービスを提供する	60歳以上の者	状況把握サービス、生活相談サービス、食事・介護サービス等	株式会社 社会福祉 法人等

(4) 令和4年度介護サービス事業者に対する集団指導の実施状況 (単位：事業所)

実施回数	出席者	実施方法
1回	4,693人	3月6日～17日までの動画配信

(5) 第1号被保険者の保険料基準額(月額)の状況

区分	第1期 (H12～H14)	第2期 (H15～H17)	第3期 (H18～H20)	第4期 (H21～H23)	第5期 (H24～H26)	第6期 (H27～H29)	第7期 (H30～R2)	第8期 (R3～R5)
県平均 (国平均)	2,903円 (2,911円)	3,310円 (3,293円)	4,306円 (4,090円)	4,312円 (4,160円)	4,982円 (4,972円)	5,440円 (5,514円)	5,895円 (5,869円)	6,001円 (6,014円)
最高額	3,137円 (神戸市)	4,000円 (稲美町・関宮町)	5,000円 (稲美町)	4,750円 (養父市)	5,600円 (加東市)	6,610円 (養父市)	7,000円 (養父市)	6,950円 (養父市)
最低額	2,200円 (柏原町)	2,042円 (温泉町)	2,880円 (新温泉町)	3,223円 (新温泉町)	4,210円 (川西市)	4,490円 (伊丹市)	4,690円 (川西市)	4,800円 (稲美町)

(注) 県平均は、県下各市町の保険料額、軽減額(月額換算)を加重平均

(6) 介護保険に関する相談の状況

ア 県介護保険相談センターの相談状況

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4	
制度内容の照会・意見	64	96	102	
サービスに係る苦情相談	212	261	231	
処分への不満	要介護認定	233	205	208
	保険料	363	303	290
	その他	57	81	84
運営事務への苦情相談	25	40	28	
利用手続の相談	49	68	66	
合 計	1,003	1,054	1,009	

イ 国保連合会の苦情相談の状況

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4
要介護認定関係	3	3	11
ケアプラン関係	84	64	40
サービス内容関係	130	117	147
利用者負担関係	0	9	26
その他	39	52	80
合 計	256	245	304

## ウ 審査請求の処理状況

(単位：件)

年度	区 分	請求件数	取下げ	裁 決 の 状 況			係属中
				却 下	認 容	棄 却	
R 2 年 度	要介護認定処分	8	1	0	1	6	0
	保険料賦課処分	367	2	0	0	365	0
	その他の処分	3	0	0	0	3	0
	合 計	378	3	0	1	374	0
R 3 年 度	要介護認定処分	15	1	0	0	3	11
	保険料賦課処分	352	18	6	0	327	1
	その他の処分	0	0	0	0	0	0
	合 計	367	19	6	0	330	12
R 4 年 度	要介護認定処分	16	4	0	0	1	11
	保険料賦課処分	390	5	10	0	260	115
	その他の処分	0	0	0	0	0	0
	合 計	406	9	10	0	261	126

#### 4 介護人材確保対策事業の実績

取組方針	事業名	指標	R3年度	R4年度
多様な人材の参入促進	ひょうご外国人介護実習支援センター相談員設置支援事業	セミナー参加者数	75人	96人
	外国人留学生の介護福祉士養成校への進学促進	説明会参加者数	24人	12人
	EPA外国人介護福祉士候補者の資格取得支援	補助施設数	61施設	59施設
	外国人介護人材に対する介護技術研修等事業	研修受講者数	183人	164人
	介護に関する入門的研修実施事業	受講者数	154人	156人
	ひょうごケア・アシスタント	参加人数	49人	49人
	潜在介護福祉士等再就業支援事業	実施箇所数	2箇所 4回	2箇所 4回
		参加者数	32人	32人
	進路選択学生等支援事業	実施団体数	4団体	4団体
	キャリア支援専門員の配置	専門員配置数	3人	3人
		相談件数	109回	168回
	福祉の就職総合フェア (合同就職説明会)	実施回数	2回	2回
		参加団体数	248団体	262団体
		参加求職者数	677人	565人
福祉の就職説明会 inHYOGO (一般求職者向け)	実施回数	4回	3回	
	参加団体数	79団体	79団体	
	参加求職者数	155人	162人	
キャリアアップ支援	キャリアアップ研修事業 (通所型研修研修支援事業)	実施回数	72回	91回
	キャリアアップ研修事業 (講師派遣型研修研修支援事業)	研修講座数	10講座	20講座
		実施回数	25回	35回
	介護福祉士試験の実務者研修に係る代替職員の確保事業	研修派遣人数	6人	5人
	介護福祉士資格取得のための実務者研修支援事業 (地方での研修開催支援)	対象法人	3法人	2法人
	訪問介護人材等確保対策事業	対象法人	42法人	37法人
	介護キャリア段位制度の普及促進事業	補助人数	42人	26人
介護職員処遇改善加算等取得促進事業	相談件数	26件	35件	
魅力ある職場づくり支援	地方部における就職促進支援事業	対象法人	4法人	4法人
		対象者数	21人	13人
介護サービスの周知・理解	介護の仕事啓発促進事業	実施団体数	14団体	12団体
	介護業務イメージアップ推進事業 (職場体験事業)	体験者数	44人	70人
		延体験日数	73日	165日
		就職者数	6人	12人
	介護業務イメージアップ推進事業 (職場見学バスツアー事業)	参加者数	55人	81人
	若年層への訪問介護業務等啓発事業	出前授業受講者数	21人	57人
福祉の職場体験学習事業	体験者数	35人	70人	
介護現場の生産性向上	介護業務における労働環境改善支援事業	介護ロボット導入施設数	177施設	172施設

## 5 介護福祉士修学資金等の貸付

資金名	貸付対象者	貸付額等	返還免除要件
介護福祉士 (社会福祉士) 修学資金 (H5 年度～)	介護福祉士・社会福祉士養成施設に修学する者で、原則、県内に住所地を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修学資金：月額 5 万円以内</li> <li>・入学準備金：20 万円以内</li> <li>・就職準備金：20 万円以内</li> <li>・国家試験対策費用：年額 4 万円以内</li> <li>・貸付利率：無利子</li> </ul>	養成施設等卒業後 1 年（国家試験不合格の場合等は 3 年）以内に、兵庫県内で介護又は相談援助業務に従事し、5 年間引き続き当該業務に従事すること
介護福祉士 実務者研修 受講資金 (H29 年度～)	兵庫県内の介護福祉士実務者研修施設に修学する者で、県内に住所地を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20 万円以内</li> <li>・貸付利率：無利子</li> </ul>	実務者研修施設を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内において、返還免除対象業務に従事し、2 年の間、引き続き当該業務に従事すること
離職した介護 人材の再就職 準備金 (H29 年度～)	次の①～④を全て満たす者 ①介護職員等として実務経験を 1 年以上有する者 ②介護福祉士又は実務者研修修了者又は初任者研修修了者 ③居宅サービス等を提供する事業所等に介護職員として就労した者若しくは就労を予定している者 ④福祉人材センターに届出を行った者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・40 万円以内</li> <li>・貸付回数：1 人につき 1 回</li> <li>・貸付利率：無利子</li> </ul>	介護職員等として就労した日から、兵庫県内において、2 年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること
福祉系高校修 学資金返還充 当資金 (R4 年度～)	福祉系高校修学資金で貸付をうけ、介護以外の障害福祉等福祉分野の介護職に就職した者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉系高校修学資金で貸し付けた額と同額</li> <li>・貸付回数：1 人につき 1 回</li> <li>・貸付利率：無利子</li> </ul>	福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内の介護以外の障害福祉等福祉分野の事業所において、3 年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること

<p>障害福祉分野 就職支援金 (R3 年度～)</p>	<p>次の①～③を全て満たす者 ①介護職員初任者研修等所定の研修を修了した者 ②障害福祉サービス事業所若しくは施設に就労した又は就労を予定している者 ③再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことのない者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 万円以内</li> <li>・ 貸付回数：1 人につき 1 回</li> <li>・ 貸付利率：無利子</li> </ul>	<p>障害福祉職員として就労した日から、兵庫県内において、2 年の間、引き続き障害福祉職員の業務に従事すること</p>
<p>福祉系高校修学資金 (R4 年度～)</p>	<p>福祉系高校に在学している又は入学しようとする者で、卒業後、兵庫県内において介護や福祉等の仕事に従事する予定の者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 修学準備金：3 万円以内</li> <li>・ 介護実習費：年額 3 万円以内</li> <li>・ 国家試験対策費用：年額 4 万円以内</li> <li>・ 就職準備金：20 万円以内</li> <li>・ 貸付利率：無利子</li> </ul>	<p>福祉系高校を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士の登録を行い、兵庫県内において、3 年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること</p>
<p>介護分野就職支援金 (R3 年度～)</p>	<p>次の①～③を全て満たす者 ①介護職員初任者研修等所定の研修を修了した者 ②介護保険サービス事業所に就労した又は就労を予定している者 ③再就職準備金又は障害福祉分野就職支援金の貸付を受けたことのない者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20 万円以内</li> <li>・ 貸付回数：1 人につき 1 回</li> <li>・ 貸付利率：無利子</li> </ul>	<p>介護職員等として就労した日から、兵庫県内において、2 年の間、引き続き介護職員等の業務に従事すること</p>

## 6 地域包括ケアの推進

### (1) 地域包括支援センターの業務

高齢者・家族等	相談支援	地域包括支援センター	事業	内容
			介護予防ケアマネジメント	○生活機能の低下している高齢者を対象に、介護予防ケアプランを作成する。
			総合相談支援	○地域の高齢者や家族からの相談に基づき、介護保険サービスをはじめ、さまざまな制度や地域資源を活用した総合的な支援を行う。
			権利擁護、虐待早期発見・防止	○高齢者が尊厳ある生活を送ることができるよう「権利擁護」及び「虐待防止」の拠点として、虐待の早期発見・防止や成年後見制度の活用を進める。
			地域のケアマネジャーなどの支援	○困難事例に関するケアマネジャーへの指導・助言やネットワークづくりなどを行う。

### (2) 地域包括支援センター設置状況 (令和5年4月1日現在)

(単位：箇所)

市町名	支援センター	サブセンター	プラ ンチ	計	市町名	支援センター	サブセ ンター	プラ ンチ	計
神戸市	76			76	養父市	1		4	5
姫路市	24			24	丹波市	4			4
尼崎市	11			11	南あわじ市	1		5	6
明石市	6			6	朝来市	2		8	10
西宮市	15			15	淡路市	1		3	4
洲本市	1		4	5	宍粟市	1	3		4
芦屋市	4			4	加東市	1		2	3
伊丹市	10			10	たつの市	1		5	6
相生市	1		4	5	猪名川町	1			1
豊岡市	4			4	多可町	1		3	4
加古川市	6			6	稲美町	1			1
赤穂市	1		5	6	播磨町	1			1
西脇市	2		5	7	市川町	1			1
宝塚市	7			7	福崎町	1			1
三木市	1	2		9	神河町	1			1
高砂市	1		4	5	太子町	1		1	2
川西市	8		2	10	上郡町	1			1
小野市	1		3	4	佐用町	1		5	6
三田市	6			6	香美町	1			1
加西市	1			1	新温泉町	1			1
丹波篠山市	2			2	合計	212	5	72	289

## 7 介護予防に資する住民主体の通いの場の設置状況

区 分	H29	H30	R 元	R2	R3
通いの場のある市町数	41 市町	41 市町	41 市町	41 市町	41 市町
通いの場の箇所数	7,372 箇所	7,651 箇所	8,682 箇所	7,063 箇所	8,211 箇所
うち週1回以上体操実施	3,165 箇所	3,399 箇所	4,793 箇所	4,319 箇所	4,648 箇所
参加実人数	154,622 人	164,836 人	181,083 人	131,781 人	142,944 人



## 8 高齢者虐待相談・対応状況

### (1) 養護者による虐待

#### ア 相談・通報件数と相談・通報者の内訳（複数回答）

相談者の区分	H30	R元	R2	R3
介護支援専門員	614件	648件	660件	620件
介護保険事業所職員	132件	115件	128件	114件
警察	576件	568件	640件	644件
本人	106件	117件	112件	122件
家族・親族	125件	124件	157件	132件
市町職員	83件	136件	87件	86件
隣人・知人	45件	46件	58件	54件
民生委員	48件	55件	29件	28件
虐待者	31件	40件	35件	36件
医療機関従事者	89件	71件	76件	65件
その他	116件	109件	89件	109件
不明	3件	1件	2件	1件
計（延べ件数）	1,968件	2,030件	2,073件	2,011件
実件数	1,825件	1,874件	1,968件	1,928件

#### イ 虐待と判断された件数とその種別の内訳（複数回答）

種別	H30	R元	R2	R3
身体的虐待	581件	534件	539件	510件
心理的虐待	305件	261件	290件	292件
経済的虐待	135件	101件	103件	97件
介護・世話の放棄・放任	174件	158件	152件	146件
性的虐待	2件	2件	5件	4件
計（延べ件数）	1,197件	1,056件	1,089件	1,049件
実件数	875件	792件	802件	765件

#### ウ 虐待への対応

分離を行った事例（R3年度）		分離していない事例（R3年度）	
契約による介護保険サービス利用	86人	養護者に対する助言・指導	555人
やむを得ない事由等による措置	26人	養護者が介護負担期限のための事業参加	26人
緊急一時保護	10人	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	62人
医療機関への一時入院	41人	ケアプランの見直し	272人
その他の分離措置	44人	被虐待者が介護保険以外のサービスを利用	28人
		その他	96人
		見守りのみ	62人

(2) 施設・事業所における虐待

区 分		H30	R 元	R2	R3
相談・通報件数		135 件	147 件	131 件	157 件
虐待と判断された件数		24 件	29 件	20 件	28 件
被虐待者数		29 人	35 人	87 人	33 人
虐待があった施設・事業所の種別	特別養護老人ホーム	9 か所	8 か所	8 か所	14 か所
	介護老人保健施設	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	介護療養型医療施設	—	—	—	—
	認知症グループホーム	2 か所	4 か所	2 か所	5 か所
	養護老人ホーム	1 か所	—	—	—
	有料老人ホーム	3 か所	4 か所	2 か所	2 か所
	短期入所施設	—	—	—	1 か所
	訪問介護等	3 か所	6 か所	4 か所	4 か所
	通所介護等	4 か所	2 か所	2 か所	—
	居宅介護支援等	—	1 か所	—	—
	その他	1 か所	2 か所	—	—
虐待を行った施設職員の職種	介護職員等	38 人	30 人	19 人	27 人
	施設長	1 人	—	—	—

9 老人クラブ数及び会員数 (令和4年4月1日現在)

区 分	単位老人クラブ数	会員数 (人)	加入率 (%)
神戸地域	367	24,932	4.8
阪神南地域	655	31,670	9.6
阪神北地域	339	16,336	6.6
東播磨地域	385	17,648	7.4
北播磨地域	409	27,206	26.5
中播磨地域	564	45,367	23.9
西播磨地域	385	24,587	24.8
但馬地域	401	15,224	22.0
丹波地域	124	5,150	12.0
淡路地域	323	16,461	29.1
全 県 計	3,952	224,581	11.8

(注1) 加入率は、各区分の60歳以上人口(総務省住民基本台帳年齢階級別人口

(令和4年1月1日現在)に対する会員数の割合を記載した。

(注2) クラブ数は市町老連に加入している数を記載した。

## 10 無年金外国籍高齢者等福祉給付金支給事業の支給月額・受給者数の推移

区 分	H13	H16	H17	H18	H19	H21	H22	H23	H24	H25
支給単価（円）	10,000	11,000	13,000	14,000	14,500	15,700	16,900	16,800	16,700	16,700(4~9月) 16,600(10~3月)
受給者数（人）	1,500	1,159	1,037	952	857	668	601	514	449	386
区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
支給単価（円）	16,400	16,654	16,654	16,637	16,637	16,654	16,687	16,670	16,604	
受給者数（人）	324	263	220	186	146	103	70	50	33	

（注1）平成21年度以前は、単価改定があった年度のみ記載した。

（注2）受給者数は、各年度の3月31日現在の人数を記載した。

## 11 但馬長寿の郷における専門的人材研修事業の実施状況（主なもの）

区 分	R2		R3		R4	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
介護職向けテーマ別専門研修	14	322	15	268	18	303
保健医療福祉系大学生向けセミナー	7	232	8	276	8	271
福祉用具研修会	1	16	1	21	1	11
地域ケア研究会	1	63	1	139	1	57
育成者指導スキルアップ研修	4	32	8	26	6	22

※福祉用具研修会：令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止

※地域ケア研究会：令和3年度は事前録画したものを15日間動画配信したため、参加者（視聴者）増

## 《用 語 解 説》

用	語	解	説
1	医療ソーシャルワーカー	患者やその家族の方々と向き合いながら、彼らが抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し社会復帰を支援する者。具体的には保健医療機関において、患者の退院援助を行う。	
2	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を継続できるよう、日常生活圏域で提供されるサービス。事業所等の指定及び指導権限は市町が有し、事業所所在市町に居住している人のみ利用できる。	
3	生活支援	住民主体の支援をはじめ、NPO、民間企業等多様な主体による日常生活を支えるサービス等。見守り、外出支援、買い物、調理、掃除などの家事支援などが含まれる。	
4	地域包括支援センター	①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施するため、市町または地域包括支援事業の委託を受けた法人が設置する機関。介護サービス事業者やその団体の代表者、利用者や被保険者の代表者、学識経験者等で構成される地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営の確保が求められている。	
5	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。地域支援事業の生活支援体制整備事業に位置づけられる。	
6	地域サポート施設	社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム等で、地域貢献活動（地域住民対象の配食・外出支援・見守り等）を行うものを知事が認定する。	
7	養介護施設従事者等 ※高齢者虐待防止法で規定	<p>○養介護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法上の老人福祉施設、有料老人ホーム</li> <li>・介護保険法上の介護老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、介護老人保健施設等</li> </ul> <p>○養介護事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉法上の老人居宅生活支援事業</li> <li>・介護保険法上の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業等</li> </ul>	
8	介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者等からの相談に応じ、その希望や心身の状況に合わせ介護サービス等が利用できるよう、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成し、市町、介護サービス事業者等と連絡調整を行う者	
9	主任介護支援専門員 (主任ケアマネジャー)	介護支援専門員に対する指導・助言を行ったり、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う者	